

なは産業支援センター (MECAL4_5) 令和5年度 入居募集要項



○募集期間・申込方法○ (令和5年12月1日更新)

- (1) 募集期間：令和5年4月6日(木)～令和6年3月29日(金)
入居室が満室となった場合、募集を締め切る場合があります。
募集状況については、必ず下記のホームページをご確認ください。
- (2) 申込方法：那覇市ホームページ又はなは産業支援センター (MECAL4_5) ホームページからダウンロードし、様式及び各種書類を作成、フラットファイルにファイリングし2部(正本1部、副本1部〈複写可〉)及びPDFデータ等をCD、DVD及びUSBメモリー等の電子媒体で提出。
- (3) 提出方法：なは市民協働プラザ5階
なは産業支援センター (MECAL4_5) 5階 管理事務室に持参すること。
(土曜日、日曜日、祝日は受付できません。) 遠隔地の場合は郵送可。
受付時間は、午前9:00～午後5:00

那覇市 経済観光部 商工農水課 産業政策 G
なは産業支援センター

TEL : 098-917-0603 / FAX : 098-917-0326

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号

HP : <https://www.city.naha.okinawa.jp/business/kigyouricchi/incubate/R5mekaru-nyukyobosyu.html>

E-mail : k-syou001@city.naha.lg.jp

(令和5年度) なは産業支援センター入居募集要項 (令和5年12月1日更新)

那覇市では、なは産業支援センター (MECAL4_5) の入居企業を次のとおり募集します。

同施設は、情報通信産業をはじめ、国際物流産業、ものづくり産業、エネルギー産業、観光関連産業等の振興発展、産業集積及び市場開拓に資すること、なは市民協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域活性化に資すること等を目的に平成27年4月に開設し、現在、16室中13社が活発な企業活動を展開しているインキュベート企業の支援施設です。

1 施設概要

施設名称	なは産業支援センター (建物：なは市民協働プラザ4・5階)
所在地	沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
業務時間 (管理事務室)	8:30~17:15 (月~金) 入居企業室への入退室は24時間可能 (ICカード対応)
休館日	土・日曜日、祝日、慰霊の日、年末年始(12月29日~1月3日) 入居企業室への入退室は365日24時間可能 (法定点検時等を除く)
構造・規模	鉄骨造、延べ床面積：2,822.98㎡ ※ (4階1,487.14㎡ 5階1,335.84㎡)
用途	事務所
エレベータ	2基 (地下1階~5階) Aコア、Bコア各一基
駐車場	入居企業専用駐車区画(1台6,820円/月) ※割当は原則1台 同バイク用駐車区画(1台1,500円/月) ※台数に制限あり 来客用の有料駐車場 約110台 (メカルパーキング)
天井高	2,600mm
OAフロアー	フリーアクセス、OAコンセント
入退室	非接触ICカードによる開錠
セキュリティ	夜間常駐警備、防犯カメラ
電話、インターネット環境	入居企業において独自で通信事業者と個別契約 (光ファイバー通信可)
その他室内設備	館内インターホン、個別空調
その他	研修室2室 (大・小)、ミーティングルーム (無料) 予約システム有 会議室1室・・・有料 (使用する場合は申請が必要) 共用部分のフリーWiFi 給湯室

※建物の名称は、「なは市民協働プラザ」となっています。

※「インキュベート」とは、創業間もない企業等の支援や育成をすることです。

※業務時間及び休館日は、管理事務室職員の在室時間及び休業日となっています。

※施設用途は「事務所」となっており、窓口業務、作業場、倉庫や保管場所、研修場所等
の他、不特定多数の人が出入りする業務等で入居室を使用することはできません。

※入退室については、カードキーやテンキーによる施錠、解錠となっております。

2 現在、募集の入居室等

409号室 (インキュベート室)	床面積 35.94㎡ (約11坪)	月額使用料 44,565円
501号室 (インキュベート室)	床面積 72.97㎡ (約22坪)	月額使用料 90,482円
504号室 (インキュベート室)	床面積 72.21㎡ (約22坪)	月額使用料 89,540円

※上記内容は条例、規則等の改正によって変更される場合もあります。

3 応募要件（募集企業）

(1) 対象事業（企業）（なは産業支援センター規則第2条）

- ① 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号。以下「法」という。)第3条第6号の情報通信産業に属する事業
- ② 法第3条第8号の情報通信技術利用事業
- ③ 法第3条第9号の製造業等に属する事業
- ④ 法第3条第10号の産業高度化・事業革新促進事業
- ⑤ 法第3条第11号の国際物流拠点産業に属する事業
- ⑥ 観光関連産業の振興に資する事業
- ⑦ エネルギー産業の振興に資する事業
- ⑧ 工芸産業その他の地域産業の振興に資する事業
- ⑨ 前各号に掲げる事業の振興及び発展に資する事業

※①～⑨までのいずれかに該当する事業を営む事業者であること。

※①～⑤についての事業とは次のとおりです。（沖縄振興特別措置法及び同施行令）

- ①…情報通信産業 情報記録物の製造業、電気通信業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業などをいう。
- ②…情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業などをいう。
- ③…製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業などをいう。
- ④…産業高度化・事業革新促進事業 機械修理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、非破壊検査業、電気業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業等、産業高度化又は事業革新に寄与すると認められる事業などをいう。
- ⑤…国際物流拠点産業 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、無店舗小売業、機械等修理業、航空機整備業等、貿易の振興に寄与すると見込まれる事業などをいう。
- ⑥～⑨…応募者の事業計画書等の内容により判断することになりますが、なは産業支援センターの設置目的（市内・県内産業の振興や地域の活性化等）に照らし、どのような事業を実施していくのか、事業計画書に詳しく記載する必要があります。

※応募申込書に、業種を記載する項目がございますので、沖縄振興特別措置法及び総務省発表の「日本標準産業分類表」のうち、末尾に掲載している抜粋を参考に記載して下さい。

(2) 入居区分及び応募資格要件

インキュベーター室

- ① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の中小企業者であること。
※大企業等の支店、営業所などは該当しません。子会社（中小企業の場合）等の現地法人の新規設立（3年以内）については対象となる場合もあります。
- ② 成長の可能性が見込まれる事業計画を有し、現に事業に着手し、又は着手することが確実に見込まれること。ただし、現に着手している場合にあつては、着手後3年以内のものに限る。
※入居応募申請期限は、提出日において設立年月日又は着手日等の起算日から3年以内とする。
※事業計画書に可能な限り詳細に記載してください。
- ③ 利用期間の満了後も本市において引き続き事業を行う意思を有すること。

※但し、那覇市IT創造館の入居募集との重複応募はできません。

遵守事項

- ① 事業の内容等が各種法令等に抵触していないこと。
- ② 施設の使用がなは産業支援センターの構造、設備及び施設用途に適合すること。
- ③ 入居に関する条件及び各種手続き等を遵守できるものであること。
- ④ なは産業支援センター管理者からの指導・助言を受け入れることができる者であること。
- ⑤ 応募時点でなは産業支援センター及び那覇市IT創造館に入居したことがない者であること。
- ⑥ なは産業支援センターと那覇市IT創造館との重複応募はできません。
- ⑦ なは産業支援センター管理者からの依頼への協力及び実施事業に積極的に参加すること。

4 入居条件

(1) 募集入居室（予定）

409号室（インキュベート室）現在入居中	令和6年4月以降入居可能
501号室（インキュベート室）現在入居中	令和6年4月以降入居可能
504号室（インキュベート室）現在入居中	令和6年4月以降入居可能

(2) 入居期間

インキュベート室 3年（必要と認められる場合に1年に限り延長可能）

(3) 月額使用料

インキュベート室 1平方メートル当たりの単価 1,240円 × 部屋の床面積（㎡）

※上記内容は条例、規則等の改正によって変更される場合もあります。

(4) その他留意事項

- ① 法令、なは市民協働プラザ条例、なは産業支援センター規則、なは産業支援センター運営管理要綱を遵守すること。
- ② 入居後には、必要に応じ法人設立又は登記事項の変更及び国税、県税や市税に係る事業所等の設置に関する届出等について、所定の期限内に手続きを行うこと。
- ③ これまでになは産業支援センターまたは、那覇市IT創造館に入居したことがある場合は応募できません。
- ④ これまでになは産業支援センター及び那覇市IT創造館の入居審査を受け、基準点を満たさず不選定となった者は、当該審査の日から6か月間は応募できません。
- ⑤ 入居室電気料金は、入居者の実費負担（個別メーター設置）となります。
- ⑥ 入居企業専用駐車区画（1台 月額6,820円）※割当は原則1台。
- ⑦ 入居企業専用バイク駐車区画（1台 月額1,500円）※台数に制限があります。

※上記⑥及び⑦の使用は、許可申請が必要で可車両のみの利用となります。

※上記⑥及び⑦の内容は条例、規則等の改正によって変更される場合もあります。

5 申込方法

(1) 申込書類

- ① 下記の(2)又は(3)の書類をフラットファイルにファイリングし2部(正本1部、副本1部<副本は複写可>)及びPDFデータ等をCD、DVD及びUSBメモリー等の電子媒体で提出すること。（提出された申込書類や電子媒体は返却しません。）
- ② 正本、副本それぞれに書類名を記載したインデックスを付すこと。（例：応募申込書）
- ③ 申込者名、企業名、入居予定者名等はフラットファイル表紙に記入し、応募書類と一緒に綴ること。
- ④ 入居応募申込書、履歴書、事業計画書等の様式については、那覇市ホームページから入居応募書類等をダウンロード可能。

(2) 法人の場合

- ア なは産業支援センター入居応募申込書（代表者印〈会社実印〉押印）
- イ 応募者代表履歴書及び入居（予定）代表者履歴書
- ウ 事業計画書（代表者印〈会社実印〉押印）
- エ 会社概要書（会社案内等）
- オ 法人登記の履歴事項全部証明書（発行3ヶ月以内の原本）
- カ 定款の写し
- キ 直近の決算書（過去3期分）
- ク 直近の納税証明又は滞納のない証明（国税（その3）・都道府県税・市町村税）
※発行3ヶ月以内の原本
- ケ 応募者が補完したい資料（企業説明パンフレット等）

(3) 個人（企業設立予定者）の場合

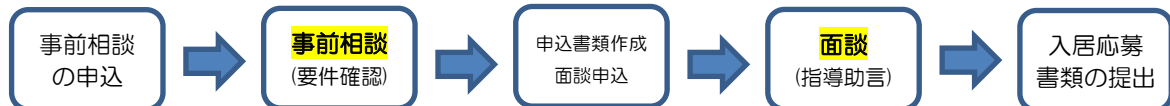
- ア なは産業支援センター入居応募申込書（代表者印押印）
- イ 応募者代表履歴書
- ウ 事業計画書（代表者印押印）
- エ 住民票（発行3ヶ月以内の原本）
- オ 直近の納税証明又は滞納のない証明（国税（その3）・都道府県税・市町村税）及び
企業設立予定の場合は、代表者の所得証明（各証明書は発行3ヶ月以内の原本）
- カ 応募者が補完したい資料

※2部(正本1部、副本1部)及び上記のPDFデータをCD又はDVD等の電子媒体で提出。

(4) 募集期間：令和5年4月6日(木) 9:00 ～ 令和6年3月29日(金) 17:00

(5) 事前相談、面談及び助言・指導

入居応募書類の提出については、事前に入居応募要件確認のため、企業支援専門員及び管理職員による事前相談を、その後に企業支援専門員との面談が必須条件です。



- ① 面談では、仮作成した申込書、事業計画書等の助言・指導を受けることが可能です。
- ② 事前相談、面談をご希望の場合は、事前に、下記(7)書類の提出先及び問合せ先までメール又は電話でお問合せの上でお申込みください。
- ③ お越しの際は、隣接するナハメカルパーキング、なは市民協働プラザ地下駐車場をご利用ください（有料）。

(6) 応募書類の提出方法

下記の提出先に持参。（※遠隔地の場合は郵送可ですが、事前にご連絡ください。）

受付時間は、9:00～17:00

※ 土、日、祝日は受付できません。

※ 提出された応募書類等は返還しません。

(7) 書類の提出先及び問合せ先

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号 なは産業支援センター5階 管理事務室
那覇市経済観光部 商工農水課 産業政策グループ なは産業支援センター
TEL 098-917-0603（担当：比嘉）
FAX 098-917-0326
E-mail: k-syou001@city.naha.lg.jp

6 入居企業の選定

(1) 選定方法

なは産業支援センター入居審査委員会において、提出された申込書類等の書類審査及び、プレゼンテーション審査（対面又はZ o o m）を実施し、入居候補者を選定する。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策の影響やその他の事由等により、書類審査のみで選定する場合もある。（審査委員会の日程等詳細については、応募後に別途通知予定）

また、応募者多数の場合は、一次審査として書類選考を実施する。

(2) 入居審査委員会

なは産業支援センター入居審査委員会の開催については、概ね四半期毎に実施するものとし申請書類の受領に応じ下記のとおり実施する。

~~第1期 令和5年4月6日(木)～令和5年5月31日(水)：【令和5年6月】~~ 終了

~~第2期 令和5年6月1日(木)～令和5年8月31日(木)：【令和5年9月】~~ 終了

~~第3期 令和5年9月1日(金)～令和5年11月30日(木)：【令和5年12月】~~ 終了

第4期 令和5年12月1日(金)～令和6年2月29日(木)：【令和6年3月】

※令和6年3月1日(金)～令和5年3月29日(金)：【令和6年6月予定】

(3) 評価項目等

インキュベーション室（新規創業：創業3年以内・設立予定）

評価項目	評価の視点
資源（前職等これまでの経験や実績、技術力、ビジネスアライアンスの内容）	前職等これまでの経験や実績、技術力、ビジネスアライアンスの内容、資格保持者数やSEやPG等の技術者数等の内容の記載
事業計画における資金調達計画、営業販売計画、雇用計画、収支計画の実現可能性	事業計画における事業計画、資金調達の計画、雇用計画及び収支計画の詳細や入居後3年の計画内容及び事業実現に向けての考え方。また、既に着手している場合は、その進捗状況も記載
I T創造館及びなは産業支援センターへの入居理由、本市に希望する支援内容	I T創造館及びなは産業支援センターへの入居理由、本市に希望する支援内容の記載
4年目以降の中長期ビジョン	I T創造館及びなは産業支援センターへの入居後4年目以降の中長期ビジョンの記載

(4) 入居手続き及び入居の取り消し

入居候補通知書を受けた入居応募者は、当該通知日から起算して30日以内に、なは産業支援センター入居用施設使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

また、市長は、入居候補者が指定する期間内に使用許可申請書を提出しないとき、又は入居応募申込書の記載事項に著しい変更が生じる等、使用を許可するに不相当と認めるときは、上記の決定を取り消すことができるものとする。

配置図



参考

日本標準産業分類表（抜粋）

大分類	中分類
E 製造業	09 食料品製造業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業
	11 繊維工業
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)
	13 家具・装備品製造業
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
	15 印刷・同関連業
	16 化学工業
	17 石油製品・石炭製品製造業
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)
	19 ゴム製品製造業
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業
	21 窯業・土石製品製造業
	22 鉄鋼業
	23 非鉄金属製造業
	24 金属製品製造業
	25 はん用機械器具製造業
	26 生産用機械器具製造業
	27 業務用機械器具製造業
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業	
30 情報通信機械器具製造業	
31 輸送用機械器具製造業	
32 その他の製造業	
G 情報通信業	37 通信業
	38 放送業
	39 情報サービス業
	40 インターネット附随サービス業
	41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業, 郵便業	44 道路貨物運送業
	47 倉庫業

大分類	中分類
I 卸売業, 小売業	50 各種商品卸売業
	51 繊維・衣服等卸売業
	52 飲食料品卸売業
	53 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
	54 機械器具卸売業
	55 その他の卸売業
	61 無店舗小売業
K 不動産業, 物品賃貸業	69 不動産賃貸業・管理業
L 学術研究, 専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関
	72 専門サービス業(他に分類されないもの)
	73 広告業
	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
M 宿泊業, 飲食サービス業	75 宿泊業
	76 飲食店
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業
R サービス業(他に分類されないもの)	90 機械等修理業(別掲を除く)
	92 その他の事業サービス業
	95 その他のサービス業
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

※あくまでも応募対象となりうる産業の参考例示です。

※事務用途の使用に限定され、工場、倉庫、作業所及び教室等の事務所以外の利用は不可です。